

高知県地域活動推進事業費補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県地域活動推進事業費補助金交付要綱第7条に定める審査会による当該補助金の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査項目及び点数)

第2条 審査基準（審査項目、審査の視点及び配点）は別記のとおりとする。

(審査方法等)

第3条 各審査項目は、次の5段階の基準により評価し、審査委員ごとに採点する。

5点	非常に高く評価できる	審査の視点欄に示されていることが確認でき、当事業の目的の実現が十分に見込める。
4点	高く評価できる	審査の視点欄に示されていることがおおむね確認でき、当事業の目的の実現が見込める。
3点	普通（標準）	審査の視点欄に示されていることがある程度確認でき、当事業の目的の実現に課題はあるが、実施に当たり改善することでおおむね対応できる。
2点	あまり評価できない	審査の視点欄に示されていることが確認できない部分が多く、当事業の目的の実現に課題が多い。
1点	全く評価できない	審査の視点欄に示されていることがほぼ確認できず、当事業の目的の実現が困難と見込まれる。

3 審査は、審査委員が補助事業者から提出のあった交付申請書等（補助事業者に計画の内容について説明を求めたものについては説明も含む）をもとに、別記の各審査項目について前項の基準により審査を行い、各審査委員の審査結果を事務局（高知県地域福祉政策課地域共生社会室）にて集計し、審査委員全員の審査結果の平均点が15点以上の場合に選定する。

ただし、予算の範囲を超える場合はこの限りではない。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記 審査基準

審査項目		審査の視点	配点
1	地域性・公益性	○人と人とのつながりづくりに資する取組であるか。 ○公益性があり、地域社会に貢献する取組であるか。	5点
2	実現性	○事業の取組手法や目標設定は適切であるか。 ○事業の実施体制、スケジュールは適切であるか。 ○事業実施における資金計画、経費の計上は妥当であるか。	5点
3	継続性	○補助期間終了後も、継続可能な取組であるか。 ○継続的に事業実施できる体制整備が期待できるか。	5点
4	発展性	○実効性があり、他活動や地域への発展及び波及効果が期待できるか。 ○モデル的な取組となることが期待できるか。	5点
5	総合評価	○補助事業の目的に合致した取組であるか。 ○地域活動への意欲や熱意が感じられるか。 ○その関係者等の意見を踏まえての総合的な評価など。	5点

加点点目		配点
1	若者（10代～30代）が参加しやすい取組となっている （高知県元気な未来創造戦略関係）	2点 なっている 1点 どちらかといえばなっている 0点 なっていない
2	先進的または独自性のある取組となっている	2点 なっている 1点 どちらかといえばなっている 0点 なっていない